

平成31年3月22日

# ふるさと納税

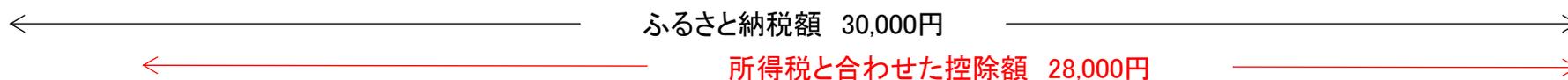
自治税務局市町村税課

## ふるさと納税の概要について

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

### 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減 <sup>(※3)</sup>	【個人住民税】 税額控除 (基本分) <sup>(※3)</sup>	【個人住民税】 税額控除(特例分)	
2,000円	(30,000円 - 2,000円) × 20% <sup>(※2)</sup> = 5,600円	(30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円	(30,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%) <sup>(※2)</sup> = 19,600円	所得割額の 2割を限度

※1 年収750万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。

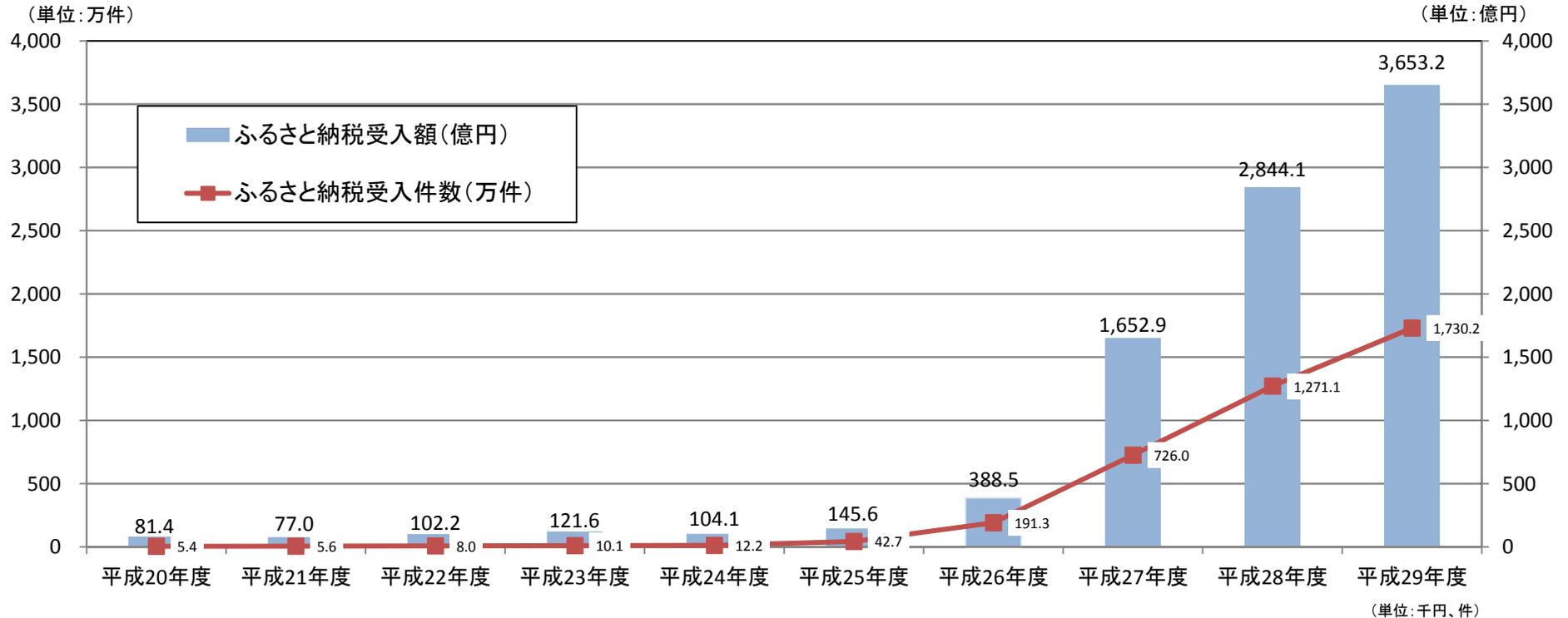
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

### 【全額<sup>(※)</sup>控除されるふるさと納税額(年間上限の目安)<sup>(※)</sup> (※)2,000円を除く】

給与収入	ふるさと納税		
	独身	夫婦+子1人	夫婦+子2人
500万円	6.1万円	4.0万円	2.8万円
750万円	11.8万円	8.7万円	7.6万円
1,000万円	17.6万円	15.7万円	14.4万円
2,000万円	56.4万円	55.2万円	53.6万円

## ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 平成29年度の実績は、約3,653億円(対前年度比:約1.28倍)、約1,730万件(同:約1.36倍)。

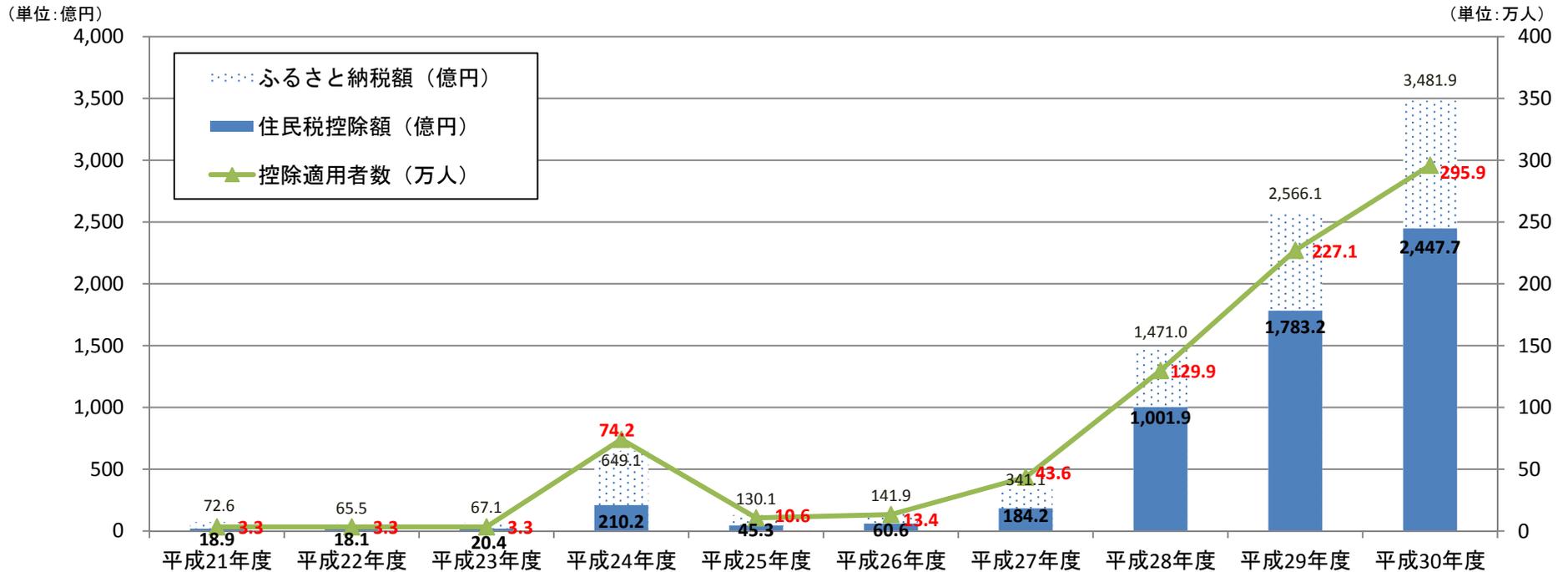


	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)	365,316,666 (70,567,197)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)	17,301,584 (3,760,741)

- ※ 全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。
- ※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。
- ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
- ※ 「平成27年度」から「平成29年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績(把握している限りのデータを回答している地方団体もあり)。

## ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移(全国計)

- ふるさと納税に係る控除額等の推移は、下記のとおり。
- 平成30年度課税における控除額は約2,448億円(対前年度比約1.37倍)、控除適用者数は約296万人(同:約1.30倍)。



(単位:万人、億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	295.9 (110.2)
ふるさと納税額	72.6	65.5	67.1	649.1	130.1	141.9	341.1	1,471.0 (242.2)	2,566.1 (471.6)	3,481.9 (683.5)
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,447.7 (649.4)

- ※ 各年度の計数は、前年中(例えば、平成30年度については、平成29年1月1日～12月31日の間)のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。
- ※ 平成21年度から平成29年度までにおけるふるさと納税額、住民税控除額及び控除適用者数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに算出した計数。
- ※ 平成28年度から平成30年度までの欄のうち、( )内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

## 返礼品競争への対応の経緯

## ふるさと納税制度の健全な発展に向けた取組

- 平成29年 4月 総務大臣通知を发出
- ・「寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」について、速やかに返礼割合を3割以下とするよう要請
  - ・「金銭類似性の高いもの」、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請
- 平成30年 4月 総務大臣通知を发出
- ・返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請
  - ・地域資源の活用が図られるよう、「地場産品以外の送付」について良識のある対応を要請
- (通知発出以降継続的に) 各種会議等あらゆる機会を通じて地方団体に見直しを要請。サイト運営事業者にも協力を要請
- 7月 「返礼割合3割超」及び「地場産品以外」の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている12団体を公表
- 9月 9月1日時点の見直し状況の公表に併せて、「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討」することを大臣閣議後記者会見において表明
- 11月 11月1日時点の見直し状況の調査、公表
- 12月 ふるさと納税制度の見直し案について与党税調において議論、とりまとめ
- 平成31年 地方税法改正案を通常国会へ提出

## 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号総務大臣通知)抜粋

(前略)今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いします。(後略)

### 第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の用途(寄附金の使用目的)について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

### 第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

#### 1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

#### 2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合(以下、「返礼割合」という。)の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

(3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

(略)

## 全国市長会及び全国町村会における申し合わせ等

### ○全国市長会「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(会長代理コメント)(H29.4.12)抜粋

(略)過熱する自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題も指摘されており、現在の状況が続けば、制度の存続自体が危惧されるところである。

こうした中、先般、総務大臣から通知がなされたところであるが、本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断により、節度を持って対応していくべきと考える。

(略)この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存である。

### ○全国町村会「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について(申し合わせ)」(H29.4.26)抜粋

(略)返礼品の送付について、最近では、地方団体間の競争が過熱し、このような状況が続けば、ふるさと納税制度に対する国民の信頼を損うことが懸念されることから、総務大臣は、先般、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とすること等を内容とする大臣通知を各地方団体に発出されたところである。

全国町村会は、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等に繋がる仕組みとして活用していくため、総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせる。

## 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号総務大臣通知)

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号。以下、「平成29年通知」という。)を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成29年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

## 平成30年4月1日付け総務大臣通知についての全国市長会及び全国町村会における対応

### ○全国市長会 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月11日付け会長コメント)

ふるさと納税制度については、寄せられた寄附金が子育てや教育、観光、地域産業の振興等に充当されるなど、地方創生を推進する手段として積極的に活用されているところである。

その一方で、自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題があり、昨年、総務大臣から通知がなされたところであるが、今般、一部の自治体において、返礼割合が高いものや、地場産品以外のものを返礼品として送付するなど趣旨に沿った対応がなされていない状況が見受けられ、このような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうとして、改めて総務大臣から通知もなされている。

ふるさと納税制度は、地方創生を進めるうえにおいても有益な制度であり、本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断により、節度を持って対応していくべきと考える。

この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存であることを改めて確認する。

### ○全国町村会 「ふるさと納税の返礼品の送付等に係る対応について」(平成30年4月5日付け各都道府県町村会長宛会長通知)

ふるさと納税の返礼品の送付等に係る対応について本会の諸活動につきましては、日頃よりご高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、ふるさと納税の返礼品については、地方自治体間の競争が過熱したことを受け、平成29年4月1日付け総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出されるとともに、本会においても、同年4月26日、上記通知に沿って責任と良識ある対応をするよう申合せを行ったところです。

しかしながら、一部の地方自治体においては、依然として制度の趣旨に反する返礼品が送付されている状況が見受けられることから、今般、改めて総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出されました。

ふるさと納税制度は、真に地方創生等につながる仕組みとして活用していくため、健全に発展させていくことが不可欠ですが、仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度に対する国民の信頼を損なうことともなりかねません。

このことから、貴都道府県町村会長におかれましては、管内町村に対し、今般の総務大臣通知の内容を周知いただき、返礼品の送付等については、責任と良識ある対応をいただきますようお願い申し上げます。

## ふるさと納税に係る制度見直しの検討

～ 平成30年9月11日(火) 閣議後記者会見における総務大臣発言(抜粋) ～

9月1日現在のふるさと納税の返礼品の見直し状況を取りまとめました。

全国的な見直しが進んでいる一方で、一部の地方団体では依然として必要な見直しが行われていないことが判明いたしました。

これまで、制度の趣旨に沿わない返礼品を送付する地方団体については、昨年4月と本年4月の2度にわたって、総務大臣名での通知を発出するとともに、あらゆる機会を通じて必要な見直しを要請し、市町村長お一人お一人の責任と良識ある対応をお願いしてまいりました。

しかしながら、依然として一部の地方団体において通知に沿った対応が行われていない実態があります。大変残念なことでありますが、これまでと同様に見直し要請を行うだけでは自発的な見直しが期待できない状況です。

その一方で、通知に従って返礼品の見直しを行った団体からは、「正直者が馬鹿を見ないようにしてほしい」との切実な声をいただいております。

また、先日の山形県への出張においては、ふるさと納税を有効に活用し、具体的な成果を上げている団体の取組を視察させていただきました。この制度を健全に発展させていくために、良い取組を伸ばしつつ、問題のある事例については、しっかりと正していく必要があるとの想いを強くしたところです。

そこで、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することといたしました。

総務省において、見直し案を取りまとめ、与党の税制調査会においてご議論いただきたいと思います。

このような制度見直しにより、制度本来の趣旨を取り戻せると考えています。

また、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することにより、全国各地の地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることも期待されます。

現在、ふるさと納税制度は存続の危機にあります。

このまま一部の地方団体による突出した対応が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷ついて、制度そのものが否定されるという不幸な結果を招くことになりかねません。

制度の趣旨に沿わない返礼品を送付している地方団体の首長におかれては、今回、制度の見直しの検討をせざるを得なくなったという現状を真摯に受け止めていただき、1日も早く必要な見直しを行っていただきたいと思います。

## ふるさと納税制度の評価と見直し

～ 平成30年10月3日(水) 就任記者会見における総務大臣発言(抜粋)～

ふるさと納税の評価ということですが、私は制度自体、良い制度なんじゃないかと思うんですね。それぞれ思い入れのあるふるさととか、あるいはお世話になった地域とか、そういうところに何かの貢献をしたい、還元をしたい、そういう思いですから、制度自体は、私は決して悪いものではなかったと思っておるわけであります。

その上で、制度の中でそれぞれの自治体がいろいろとご努力をされた結果として、少し制度自体を歪めるような事態になってきた部分があって、それが批判にもつながってきたわけですから、そういう意味で言いますと、この制度自体をきちっと趣旨を踏まえてやっていくためには、修正という部分も当然いってくるわけで、今までご指摘あったように、2回にわたって大臣通知を出させていただいて、それによってずいぶん改善はしてきたんですけれども、まだやはり、制度の趣旨から言っていかがなものかというようなご指摘もあるということの中で、おそらく野田大臣がそういう問題提起をされたんだというふうに思っています。

今も、これは役所の中で見直しについての検討をされているというふうに聞いておりますので、私はそういうことをこれからやっていって、その検証結果を踏まえて対応していくということになると思います。

## ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果（平成30年11月1日現在）

- 地方団体に対して、11月1日時点における返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の送付状況について照会。
- 都道府県からの回答内容を基にとりまとめた調査結果は以下のとおり。（今後、新たに追加して判明する可能性がある。）

### 「返礼割合実質3割超」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点  
(前回調査)  
**246団体**  
(13.8%)

見直し完了等 ▲225団体  
新たに判明 + 4団体



11月1日時点  
(今回調査)  
**25団体**  
(1.4%)

(参考)  
9月1日時点調査における  
11月1日時点の団体見込数  
174団体  
(9.7%)

### 「地場産品以外」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点  
(前回調査)  
**190団体**  
(10.6%)

見直し完了等 ▲164団体  
新たに判明 + 47団体



11月1日時点  
(今回調査)  
**73団体**  
(4.1%)

(参考)  
9月1日時点調査における  
11月1日時点の団体見込数  
163団体  
(9.1%)

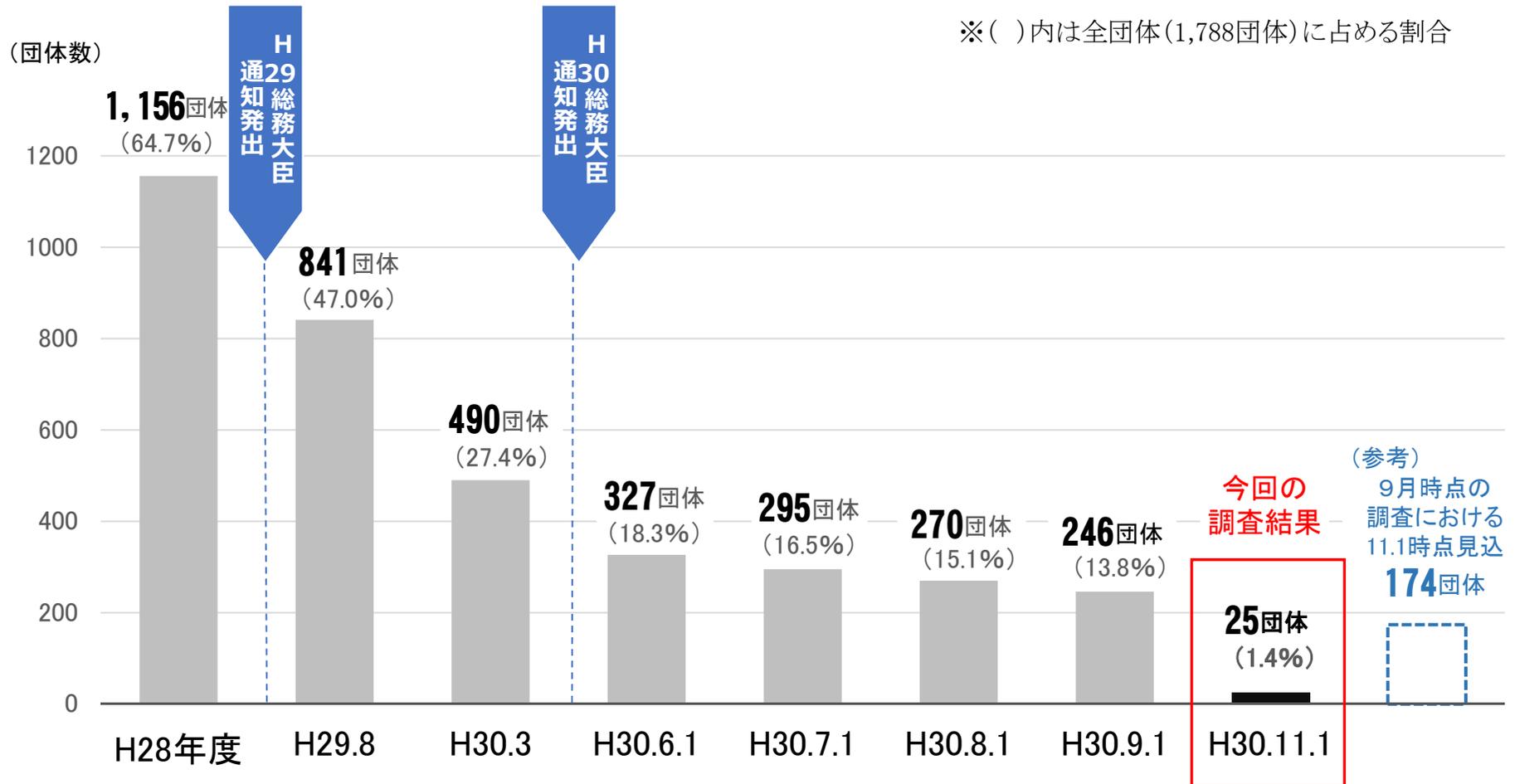
※上記98団体(延べ数)のうち**7団体**が返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の双方を送付

(いずれかの返礼品を送付する団体は**91団体**(5.1%))

※( )内は全団体(1,788団体)に占める割合

## 返礼割合実質3割超の返礼品を送付している団体数の推移

○ 返礼割合実質3割超の返礼品を送付している団体は、11月1日時点で25団体(全体の1.4%)。



※「返礼割合」は、返礼品の調達に係る費用とは異なる名目であっても、寄附額に応じて事業者に支出されるなど、実質的に返礼品の調達に係る費用と見なされるものを含めて算出している。

## 「平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」(平成30年11月)

### 3 個人住民税

#### (2) ふるさと納税

(略)一部の地方自治体を送付している制度の趣旨を逸脱するような過度な返礼品に対して、強い批判の声が寄せられており、ふるさと納税制度の存続に影響を及ぼしかねない状況になっている。

これまで、制度の趣旨を逸脱する返礼品を送付する地方自治体に対しては、総務大臣が二度にわたって通知を出すなど、技術的助言の範囲内において、様々な機会を通じて必要な見直しを行うよう要請が行われてきた。

多くの地方自治体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った形での運用が行われるように、制度的な対応を講じることが必要である。

制度的対応の方向性としては、一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、これまでの総務大臣通知の内容も踏まえ、「返礼割合3割超」又は「地場産品以外」の返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金については、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等が考えられる。

「返礼割合3割」という水準については、平成29年4月に総務大臣通知が出される際に、ふるさと納税の募集に関して平均的な取組を行う地方自治体の実績や有識者の意見を踏まえて設定されたものであり、地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、返礼品の送付料や広告料等も含めて寄附額の半分以上に相当する額が返礼品関係の費用として消費されるのは相応しくないことから、適切な水準だと考えられる。

また、ふるさと納税の重要な役割の一つが、地域資源を活用しながら、地域の活性化を図ることであることを踏まえれば、返礼品は区域内で生産されたものや提供されるサービスに限るべきという考え方が当然に導かれるものである。

今後のふるさと納税の制度見直しに当たっては、以上の内容を踏まえつつ、地域における様々な事情も勘案しながら、創設趣旨に沿った形でふるさと納税制度が健全に発展していくよう検討を進めることが期待される。

## ふるさと納税制度の見直し(案)

## ふるさと納税制度の見直し（案）

- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

### 見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
  - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
  - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

# ふるさと納税の対象団体の指定に係る地方税法改正条文案①

(寄附金税額控除)

## 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの）をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

全ての地方団体に対する基準

基準① 寄附金の募集を適正に実施すること

（「返礼品等」についての定義規定）

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること

## ふるさと納税の対象団体の指定に係る地方税法改正条文案②

(寄附金税額控除)

### 第三十七条の二

- 3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。
- 4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
- 5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定により指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは第六項の規定による指定の取消し（第十項において「指定の取消し」という。）については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。